

## 【議題（１）】 【諮問事項】 豊山町子ども読書活動推進計画（第３次） について

### 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠かせないものであることから、社会全体で子どもの読書環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

一方、情報化社会の進展により、子どもがふだん費やす時間はインターネットや電子ゲームに充てられ、読書離れが進んでいるのが現状である。

子どもの読書活動の推進を目的に、国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、愛知県は平成16年に「愛知県子ども読書活動推進計画」をそれぞれ策定した。

本町では、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行う環境づくりを目指すため、平成23年に「豊山町子ども読書活動推進計画（第1次）」を、平成28年度には「同計画（第2次）」を策定し、その環境づくりに努めてきた。

今年度は「同計画（第2次）」の最終年となることから、これまでの成果と課題を検証した上で、「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）」と整合性を図り、「豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定する。

### 計画の位置付け

本計画の位置づけは以下のとおり。

- （１）「豊山町第5次総合計画」の下位計画である「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）」にて取り組む施策の一つとして位置付けられており、次の関連する計画との整合性を図り策定する。

#### 【関連する計画】

国：子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次）

県：愛知県子ども読書活動推進計画（第4次）

町：豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）

- （２）町民が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭、学校、地域のそれぞれの役割を示すとともに、ボランティアやPTAの活動など、町民参加を促進する条件や協働の方向も併せて示し、町民の活動の指針となるものとする。

### 計画の対象と期間

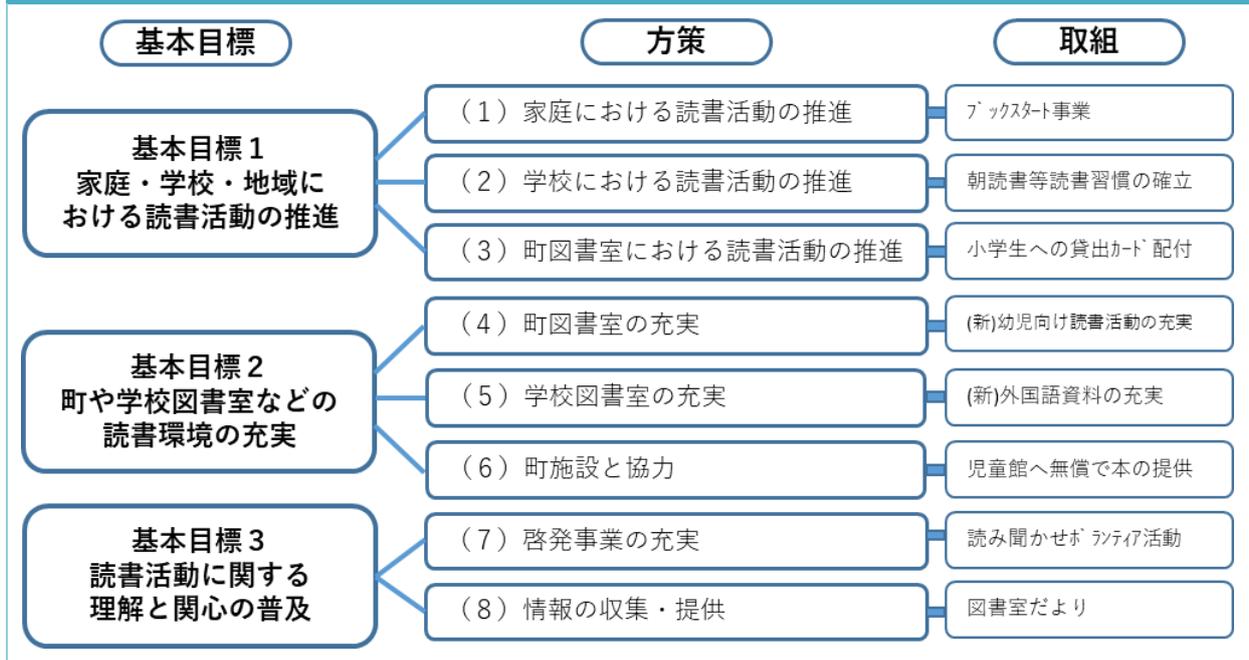
#### 【対象】

- ・乳幼児から中学生を中心とした、0歳から概ね18歳以下の子ども
- ・子どもの読書活動を支える大人

#### 【期間】

- ・令和3年度から令和7年度（5年）

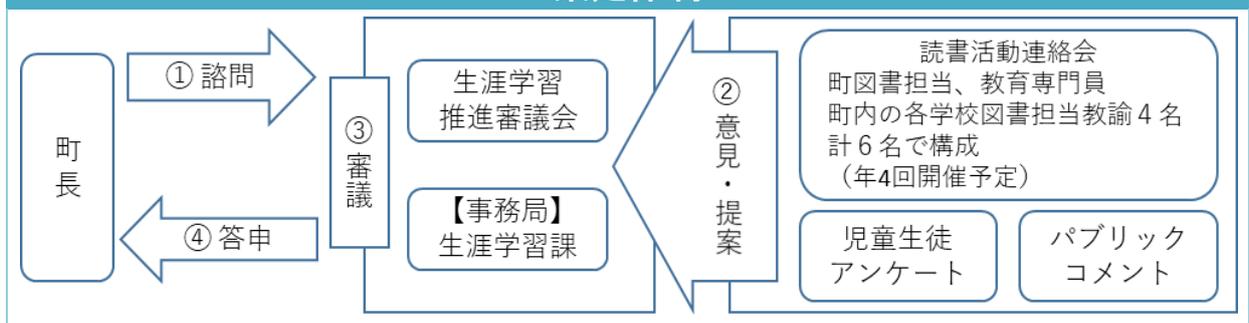
## 基本目標・方策・取組



## 計画策定の進め方

- (1) 「豊山町子ども読書活動推進計画（第2次）」で行った取組の成果や課題を検証し、現代社会の実情に合った読書活動の推進に向けて、見直しを進める。
- (2) 年4回学校図書担当教諭と開催する読書活動連絡会にて、児童生徒を取り巻く読書環境をアンケート調査するとともに、パブリックコメントを実施し、実情に合った計画を策定していく。

## 策定体制



## スケジュール

令和2年8月	第1回生涯学習推進審議会 ※議題 豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）について
10月中旬	生涯学習推進委員への計画案送付と意見の集約 パブリックコメント実施
12月下旬	第2回生涯学習推進審議会 ※議題（予定） 計画の最終案、パブリックコメントの結果報告
令和3年4月	豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）施行

## 【議題（２）】豊山町オーケストラ設立に向けた調査研究について

### 趣旨

音楽を通じて、豊山町の文化芸術の振興を図り、豊かな心を育むまちづくりと地域の活性化及び地域の担い手を育成するため豊山町を活力拠点とする「豊山町オーケストラ（仮称、以下「オーケストラ」という）を設立する。

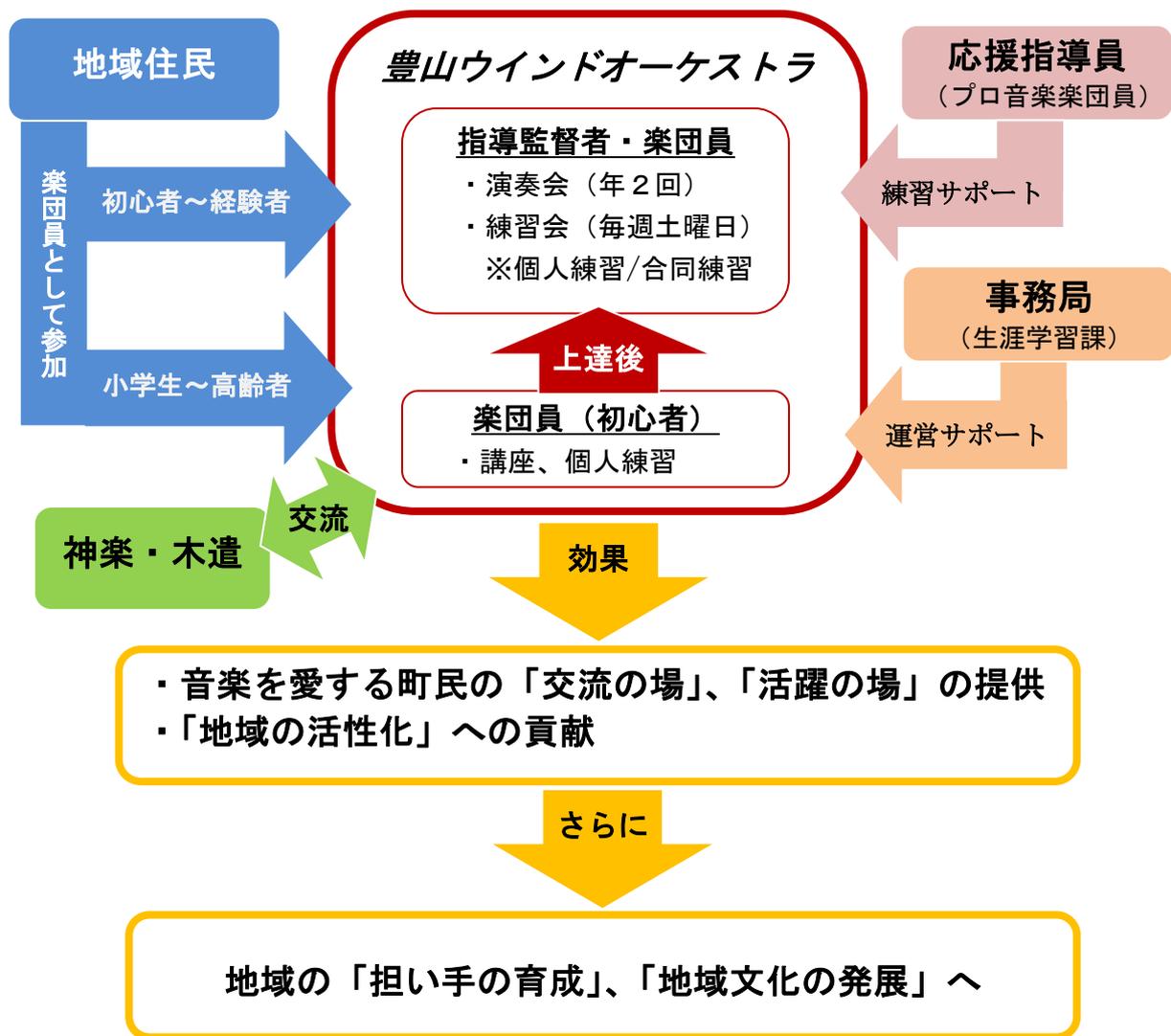
### コンセプト

- ・オーケストラは音楽を愛する町民の交流及び活躍の場とすること
- ・オーケストラは町内各種行事における活動を通じて地域の活性化に貢献すること
- ・地域の担い手の育成と地域文化の発展に積極的に取り組むこと

### 実施内容（案）

名称	・（仮）豊山町ウインドオーケストラ
運営主体	・教育委員会事務局 生涯学習課
楽団員	・在住、在勤、町出身者他
指導監督者	・地元で馴染みがあり、音楽に対する専門性がある者
応援指導員	・個人練習の指導員としてプロ音楽楽団にサポート依頼
楽団の構成	・指揮者：指導監督者 ・構成：楽団員の所有楽器により構成を検討 ※不足分は演奏エキストラを活用
必要楽器種類	・主に吹奏楽に必要な管楽器、打楽器で構成 木管楽器、金管楽器、弦楽器、打楽器
楽器収集	・基本的には楽団員の所有楽器を使用 ・初心者などの楽器は「楽器寄付ふるさと納税制度」を活用
楽器保管場所	・社会教育センター「ホール控室3」
活動内容	・演奏会：年2回（定期コンサート＋ $\alpha$ ） ※ $\alpha$ は、とよやま DE ないと、町民体育大会、 芸能発表会、お昼のときめきコンサートなど ・練習会：毎週土曜日3時間 ※応援指導員を活用 ※個人練習と合同練習は隔週で実施
練習会場	・社会教育センター「ホール」、「視聴覚室」
活動費	・指導者への報酬 ・エキストラ代 ・楽器レンタル代 ・楽譜購入費（コピー代含む） ・衣装代（ポロシャツ） ・楽器メンテナンス費（修理費＋消耗品費） ・楽器保険代 ・楽器輸送代（トラックレンタル代、保険など）
財源	・月会費 ・補助金等があれば活用

スケジュール(案)	R 2年度	12月	議会・委員会(オーケストラ設立構想案報告)
		1月	オーケストラ設立構想案・楽器寄付ふるさと納税制度の周知(広報、HP等)
			楽団員募集
			楽器ふるさと納税制度開始
	R 3年度	4月	初回説明会、練習開始
		11月	プレ演奏会(芸能発表会)
	R 4年度	5月	記念演奏会(町制50周年記念式典)



## 【議題（3）】生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について

### 1 趣旨

現在、教育委員会事務局生涯学習課は、生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議する「生涯学習推進審議会」と成人教育、青少年教育などに関することを審議する「社会教育審議会」を所管している。

しかし、この2つの審議会の根本的な役割は生涯学習・社会教育の推進であり、審議会での審議内容も重複する部分があり、組織が二重構造となっている。

そこで、社会教育のあり方や生涯学習施策を総合的に審議し推進するために、この2つの審議会を統合するものである。

### 2 生涯学習推進審議会及び社会教育審議会の比較

項目	生涯学習推進審議会	社会教育審議会
根拠法令	豊山町生涯学習推進審議会条例	社会教育法 豊山町社会教育委員設置条例 豊山町社会教育審議会規則
設置年月	平成16年3月	平成16年4月
所掌内容	生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議	成人教育、青少年教育などに関することを審議
定数（実人数）	12人以内（9人）	15人以内（10人）

### 3 愛日地区の生涯学習推進審議会及び社会教育審議会の設置状況

愛日地区内では下表のとおり 2つの審議会を設置している自治体はない。また、愛知県においても愛知県生涯学習審議会のみ設置しており愛知県社会教育委員で構成している。

自治体名	生涯学習審議会	社会教育審議会	備考
豊山町	生涯学習推進審議会（9人）	社会教育審議会（10人）	
瀬戸市	なし	社会教育委員会（10人）	
春日井市	生涯学習審議会（15人）	なし	社会教育委員が生涯学習審議会を構成
小牧市	生涯学習審議会（12人）	なし	社会教育委員が生涯学習審議会を構成
尾張旭市	なし	社会教育委員会（10人）	
豊明市	なし	社会教育委員会（9人）	
日進市	なし	社会教育委員会（11人）	
清須市	なし	社会教育委員会（20人）	
北名古屋 市	なし	社会教育委員会	
長久手市	なし	社会教育委員会（9人）	
東郷町	なし	社会教育委員会（20人）	

#### 4 統合に向けた課題

##### (1) 統合後の審議会の委員構成

本町は社会教育法第15条「市町村は社会教育委員を置くことができる」に基づき社会教育委員設置条例を制定し社会教育委員(15名以内)を設置している。

**社会教育委員**は社会教育に関する諸計画を立案することなど社会教育に関し教育委員会に助言する役割があることから、**継続して設置**する。

また、町民の生涯学習活動に関する実態や意向を把握するため、生涯学習ボランティアの代表者と一般公募者も社会教育委員として構成する。

##### (2) 統合の時期

両審議会とも委員の任期が令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなっており、統合の時期は**令和4年4月1日**を目標とする。

##### (3) 統合後の審議会の名称

審議会の名称については、広義において生涯学習に社会教育が含まれているため「**(仮称)生涯学習審議会**」とする。

#### 5 具体的な委員構成案

##### ■令和2年度(現行)

生涯学習推進審議会委員 【9名】				社会教育委員 【10名】			
No.	選出区分 (所属等)	No.	選出区分 (所属等)	No.	選出区分 (所属等)	No.	選出区分 (所属等)
1	学識経験者 (大学教授)	6	関係町民団体代表者 (商工会)	1	学識経験者 (大学教授)	6	社会教育関係者 (体育協会)
2	教育関係者 (中学校校長)	7	生涯学習ボランティア代表者	2	学校教育関係者 (学校代表校長)	7	青少年・家庭教育関係者 (子ども会連絡協議会)
3	教育関係者 (文化協会)	8	生涯学習ボランティア代表者	3	社会教育関係者 (文化協会)	8	青少年・家庭教育関係者 (民生児童委員協議会)
4	教育関係者 (体育協会)	9	一般公募選出者	4	社会教育関係者 (学校体育施設開放管理指導員)	9	青少年・家庭教育関係者 (スポーツ少年団)
5	関係町民団体代表者 (老人クラブ連合会)			5	社会教育関係者 (読書指導者)	10	青少年・家庭教育関係者 (更生保護女性会)



##### ■令和4年度(案)

##### (仮称)生涯学習審議会委員 【12名】

No.	選出区分	No.	選出区分	No.	選出区分	No.	選出区分
1	学識経験者	4	教育関係者	7	関係町民団体代表者	10	関係町民団体代表者
2	学識経験者	5	教育関係者	8	関係町民団体代表者	11	生涯学習ボランティア代表者
3	教育関係者	6	教育関係者	9	関係町民団体代表者	12	一般公募選出者

【内訳】学識経験者2名、教育関係者4名、関係町民団体代表者4名、生涯学習ボランティア代表者1名、一般公募選出者1名

※生涯学習審議会委員は、社会教育委員を兼ねる。

